

少量危険物の貯蔵及び取扱いに関する運用基準
(別記)

名張市消防本部

目 次

別記 1	架台の構造の解説	1
別記 2	消火器具の解説	3

別記 1 架台の構造の解説

架台は、地震時の加重に対して座屈及び転倒を生じない構造とする。

この場合、設計水平震度 (K_b) は、静的震度法により、次のとおりとする。

$$K_h = 0.15 \times v_1 \times v_2$$

v_1 : 地域別補正係数 (1.00 とすること。)

v_2 : 地盤別補正係数 (地盤調査等の結果から告示第 4 条の 20 第 2 項第 1 号の「地盤区分」が確認できない場合は、2.00 とすること。)

また、設計鉛直震度は、設計水平震度の $1/2$ とする。ただし、高さが 6 メートル以上の架台にあつては応答を考慮し、架台の各段の設計水平震度 ($K_{h(i)}$) は、修正震度法により、次のとおりとする。

$$K_{h(i)} = 0.15 \times v_1 \times v_2 \times v_{3(i)}$$

v_1 : 地域別補正係数 (1.00 とすること。)

v_2 : 地盤別補正係数 (地盤調査等の結果から告示第 4 条の 20 第 2 項第 1 号の「地盤区分」が確認できない場合は、2.00 とすること。)

$v_{3(i)}$: 高さ方向の震度分布係数*

なお、高層倉庫等で架台が建屋と一体構造となっているものについては、建基法によることができる。

※高さ方向の震度分布係数 $v_{3(i)}$

$$v_{3(i)} = \frac{1}{W_i} \left\{ \sum_{j=1}^n (W_j) \times A_i - \sum_{j=i+1}^n (W_j) \times A_{i+1} \right\}$$

ただし、 $i = n$ の場合、中カッコ内は第 1 項のみとする。

W_i : i 段の固定荷重と積載荷重の和

n : 架台の段数

A_i : 各段の設計水平震度の分布係数

なお、架台の固有値解析を行った場合は、その値を用いることができる。

$$A_i = (1/\sqrt{\alpha_i} - \alpha_i) 2T / (1+3T)$$

A_i : 架台の A_i を算出しようとする第 i 段の固定荷重と積載荷重の和を当該架台の全固定荷重と全積載荷重の和で除した数値

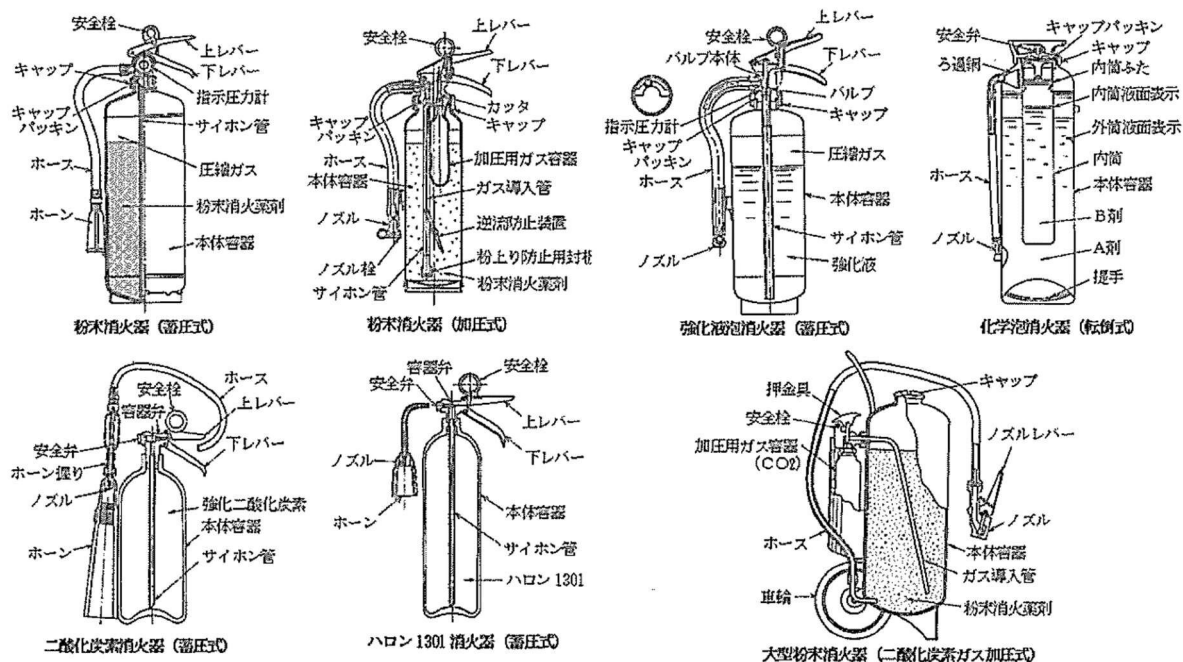
T : 架台の設計用一次固有周期で次式により求めた値 (秒)

$$T = 0.03 h$$

h = 架台の高さ (m)

別記2 消火器具の解説

消火器具とは、初期段階の火災の消火を主目的としたもので、消火器及び簡易消火用具をいう。



1 消火器具の種類と適応性

- (1) 消火器は、規格省令に適合したものであること。
- (2) 前(1)の消火器に充填される消火器用消火薬剤は、規格省令に適合したものであること。
- (3) 簡易消火用具は、政令第7条第2項第1号イからニに掲げるものとする。
- (4) 消火器具の適応性は、政令第10条第2項第1号(別表第2)によること。

2 付加設置

付加設置は、省令第6条第1項第3号の規定によること。

省令第6条抜粋

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第6条

1 から 2 省略

- 3 第一項の防火対象物又はその部分のうち、少量危険物（危険物のうち、危険物の規制に関する政令第1条の11に規定する指定数量の五分の一以上で当該指定数量未満のものをいう。以下同

じ。)又は指定可燃物(同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、前二項の規定によるほか、令別表第二において危険物又は指定可燃物の種類ごとにその消火に適応するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物又は指定可燃物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

区 分	数 量
少量危険物	危険物の規制に関する政令第一条の十一に規定する指定数量
指定可燃物	危険物の規制に関する政令第一条の十二に規定する数量の五十倍

4 から 7 省略

3 能力単位

(1) 消火器具の能力単位は、省令第6条第1項の規定及び規格省令によること。

(2) 能力単位の算定

能力単位の数値の合計 $\geq$ 少量危険物の数量 $\div$ 危険物の指定数量

少量危険物の貯蔵及び取扱いに
関する運用基準

制定 令和 7 年 4 月 1 日

名張市消防本部